平成２２年（フ）第９号
北海道天塩郡豊富町字豊富大通10丁目
債務者　山形　之弘
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第２１６号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町5265番地の５
債務者　檜山　成美
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１６３号
群馬県前橋市文京町３丁目９番８号
債務者　山口　有香（旧姓中津川）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１６６号
群馬県前橋市六供町1221番地２
債務者　青柳　恒夫
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１７８号
群馬県前橋市三俣町２丁目14番地５　登丸第３ビル３－Ｃ号
債務者　石原美智代
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１７９号
群馬県前橋市表町２丁目７番11号
債務者　山岸　　實
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１９１号
群馬県前橋市田口町266番地１
債務者　鈴木　輝之
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１９６号
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保1245番地15　コーポＵトピア202号
債務者　星野　藤雄（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１９７号
群馬県前橋市五代町618番地
債務者　吉田　朱美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１９８号
群馬県前橋市西片貝町３丁目72番地　村田貸住宅
債務者　塚越　由香
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１８９号
埼玉県熊谷市鎌倉町85番地１　日神パレステージ熊谷鎌倉町904号室
債務者　清水　生子（旧姓髙木・相原）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１９８号
埼玉県比企郡小川町大字青山894番地２　シャトレーゼ102号
債務者　安藤　隆行
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１９９号
埼玉県比企郡小川町大字青山894番地２　シャトレーゼ102号
債務者　安藤　　恵（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２２０号
千葉市美浜区高浜１丁目２番６棟304号
債務者　亀岡　満三
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８７号
新潟市東区船江町１丁目25番６号
債務者　本間　　悠
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０３号
新潟市中央区本町通14番町3057番地　大岩ビル２Ｆ８号、住民票上の住所新潟市中央区礎町通６ノ町2278番地　小島健次方
債務者　大岩　靖子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１４号
新潟市西蒲区牧ケ島666番地、前住所新潟市中央区弁天１丁目１番16号　サンテラス石宮906号
債務者　小林　美雪
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
新潟地方裁判所民事部